

4 5 3

2 2

5 5 2

1 2

6 1 5

30 179
30 255

41

24 65 61

22 164

13

	22 430
	22 462

7

14

11

11

34

63

26

1.65

13

1,000

)

)

189 37 73 29
28 72
44 79
0.08
14 14
19
40 64
25 211 14
11
0.4
87 12 25
16 27 11

11

14

30

14

14

) ()

)

10

11

12

13

14

15

15

10

30

30

16

10

17

18

10

11

15

			33,833		
)			67,666		$\left[\begin{array}{c} 1/3 \\ 1/3 \\ 1/3 \end{array} \right]$
			67,666	6%	1 2. PFI
			7,860		$\left[\begin{array}{c} 2/3 \\ 1/6 \\ 1/6 \end{array} \right]$
			20,358		$\left[\begin{array}{c} 5/6 \\ 1/12 \\ 1/12 \end{array} \right]$
			1,796		
			2,673		
					2/9

				$\left(\begin{array}{c} 2/9 \\ 2/9 \\ 1/3 \end{array} \right)$
		7,860		1
		20,358		
				$\left(\begin{array}{c} 1/2 \\ 1/8 \\ 1/8 \\ 1/4 \end{array} \right)$
				$\left(\begin{array}{c} 5/8 \\ 1/16 \\ 1/16 \\ 1/4 \end{array} \right)$

			45,955		
				PFI	1/3
					1/3
					1/3
			2,298		3/10
			5,421		3/10
			4,743		1/10
			19,379		
			2,838		
			5,054		

			5,421		
			19,379		

)					
				50,750	
				37,216	
				44,660	
				101,500	$\left[\begin{array}{c} 1/3 \\ 1/3 \\ 1/3 \end{array} \right]$
				74,432	PFI
				89,320	1
					$\left[\begin{array}{c} 2/3 \\ 1/6 \\ 1/6 \end{array} \right]$
					1
				11,790	
			8,646	5/6	
			10,375	$\left[\begin{array}{c} 1/12 \\ 1/12 \end{array} \right]$	
			30,537		
			22,394		
			26,873		

			2,694	
			1,976	
			2,371	
				$\frac{2}{9}$
			4,010	$\frac{2}{9}$
			2,940	$\frac{2}{9}$
				$\frac{1}{3}$
			3,528	1
				$\frac{1}{2}$
				$\frac{1}{8}$
				$\frac{1}{8}$
				$\frac{1}{4}$
				$\frac{5}{8}$
			11,790	$\frac{1}{16}$
			8,646	$\frac{1}{16}$
			10,375	$\frac{1}{4}$
			30,537	
			22,394	
			26,873	

				68,933	
				50,551	
				60,661	
					$\left[\begin{array}{c} 1/3 \\ 1/3 \\ 1/3 \end{array} \right]$
					PFI
				3,447	
				2,528	
				3,033	
					$\left[\begin{array}{c} 3/10 \\ 3/10 \\ 1/10 \end{array} \right]$
				8,132	
				5,963	
				7,156	
				7,115	
				5,217	
				6,261	
				29,069	
				21,317	
				25,580	
				4,257	

			3,122	
			3,746	
			7,581	
			5,559	
			6,671	
			8,132	
			5,963	
			7,156	
			29,069	
			21,317	
			25,580	

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 _____ 円

2 申請額算出内訳 別紙(1)のとおり

3 事業計画 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された申請書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

(1) 市町村及び設置主体の歳入歳出予算(見込)書抄本

(2) その他参考となる資料

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童 クラブ整備促 進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権 設定の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(0施設分)					0		

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

別紙(1)

子ども・子育て支援施設整備交付金申請額算出内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(施設の名称)

区 分	総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B 円	寄付金 その他の 収入 C 円	差引額 (A-C) D 円	国庫補助 基準額 E 円	選 定 額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	交 付 金 額 所 要 額 H 円
工 事 費						0		
工 事 事 務 費								
〇 〇 加 算						0		
〇 〇 加 算						0		
解体撤去・仮施設整備費						0		
特 殊 附 帯 工 事 費						0		
(小 計)	0	0			0	0		
そ の 他 の 工 事 費								
合 計	0	0		0	0	0	0	

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

事 業 計 画

1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称 _____
- (2) 所在地 _____
- (3) 事業の目的及び効果 _____
- (4) 施設の設置主体及び経営主体 _____
- (5) 利用(1日当たり予定)人員 _____ 人

2 交付金に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m²
- イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) _____
- ウ 整備の区分 _____
 (創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備の別) _____
 (加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載 _____
 (解体撤去工事の有無) _____
 (仮施設整備工事の有無) _____
 (特殊附帯工事の有無) _____
 (初度設備の有無) _____
- エ 建物の面積 建設面積 _____ m²、延べ床面積 _____ m²
- オ 建物の構造 _____ 造

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。)

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 交付金内訳

- | | | | |
|---------------|-----------|-------------------------------|--|
| ア 工事費 | _____ 円 | (1m ² 当たり _____ 円) | |
| イ 工事事務費 | _____ 円 | | |
| ウ ○○加算 | _____ 円 | | |
| エ (小 計) | _____ 0 円 | | |
| オ その他の工事費 | _____ 円 | | |
| カ 解体撤去・仮施設整備費 | _____ 円 | | |
| キ 特殊附帯工事費 | _____ 円 | | |
| ク 合 計 | _____ 0 円 | | |

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計	0			0	

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3)財源内訳

ア 国交付金		円
イ 都道府県交付金		円
ウ 市町村補助金		円
エ 設置者負担金	0	円
(内訳) 一般財源		円
地方債		円
寄付金		円
オ 合計	0	円

(4)施工計画

ア 直営・請負の別	
イ 内示年月日	
ウ 契約年月日	
エ 着工年月日	
オ 完成年月日	
カ 事業開始年月日	

(5)抵当権設定の有無

有 ・ 無

(6)その他参考事項

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付申請書
●●市外 ●市町村分

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で申請のあった令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

【なお、同日同号で申請のあった<施設名>に係る財産処分(抵当権設定)については、適正化法第7条第3項の規定により付した条件に基づき、承認したので通知する。

本財産処分が完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

また、抵当権が実行に移される場合には、こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について(令和5年6月15日こ成事第331号、こ支虐第69号こども家庭庁成育局長、支援局長連名通知)別添1第4の3に規定する額を、地方厚生(支)局長が別に定める日までに納付しなければならない。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第5条に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	_____	円
交付決定額	金	_____	円

- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第9条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(施行注意)

【 】内の字句は抵当権設定がある市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金変更交付決定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、令和 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業、その他は「令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この補助金の額は次のとおりである。

今回交付決定額	金	_____	円
前回交付決定額	金	_____	円
差 引 額	金	_____	0 円
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

子ども・子育て支援施設整備交付金調書

令和 年度 こども家庭庁所管 年金特別会計 子ども・子育て支援勘定

都道府県・市町村名

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 地域子ども・子育て支援事業費 (目) 子ども・子育て支援施設整備交付金 主体工事費 解体撤去・仮施設整備費 特殊附帯工事費 その他の工事費											

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。
この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金による工事進捗状況報告

市町村名

施設名	設置主体	交付金額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込み C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合 計							

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算額 金 _____ 円

2 精算額算出内訳 別紙(1)のとおり

3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり

市町村が、社会福祉法人等が行う整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町村へ提出された報告書の事業計画の副本(別紙(2)の様式を準用すること)を添付すること。

(添付資料)

- (1) 市町村及び設置主体の当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金精算額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童 クラブ整備促 進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権 設定の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(0施設分)					0		

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

別紙(1)

子ども・子育て支援施設整備交付金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(施設の名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	寄 付 金 その他の 収 入	差引額 (A-C)	国庫補助 基 準 額	選 定 額	国庫補助 基 本 額	交 付 金 所 要 額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過△ 不足額 (J-H)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
工 事 費						0					
工 事 事 務 費											
〇 〇 加 算						0					
〇 〇 加 算						0					
解体撤去・仮施設整備費						0					
特 殊 附 帯 工 事 費						0					
(小 計)	0	0			0	0					
そ の 他 の 工 事 費											
合 計	0	0		0	0	0	0				0

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

事業実績報告書

1 整備対象施設の概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 事業の目的及び効果

(4) 施設の設置主体及び経営主体

(5) 利用(1日当たり予定)人員

人

2 交付金に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積

 m²

イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分

(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備の別)

(加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載

(解体撤去工事の有無)

(仮設施設整備工事の有無)

(特殊附帯工事の有無)

(初度設備の有無)

エ 建物の面積

建設面積

 m²、延べ床面積

 m²

オ 建物の構造

造

(2) 支出済総事業費内訳

ア 工事費

円 (1m²当たり

円)

イ 工事事務費

円

ウ ○○加算

円

エ (小計)

0円

オ その他の工事費

円

カ 解体撤去・仮設施設整備費

円

キ 特殊附帯工事費

円

ク 合計

0円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び 必要理由
計	0			0	

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 直営・請負の別 _____
- イ 内示年月日 _____
- ウ 契約年月日 _____
- エ 着工年月日 _____
- オ 完成年月日 _____
- カ 事業開始年月日 _____

(4) 抵当権設定の有無

_____ 有 ・ 無 _____

(5) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(又は請書)の写
- 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日<発番>により交付された令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金について、別添のとおり管内市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金事業実績報告書
●●市外 ●市町村分

別紙様式9

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

< 番 号 >

令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金交付額確定通知書

市 町 村 名

令和 年 月 日<発番>をもって交付決定した令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金については、令和 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を金 円に確定したので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。】

令和 年 月 日

都 道 府 県 知 事

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度子ども・子育て支援施設整備交付金について、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱第9条(1)ク、(2)エの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 _____ 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)